

別表第2（第12条関係）

事業の種類	行為		(昭和56年法律第76号) 第20条第3項の認可の申請
(1) 条例別表第1号に掲げる事業の種類	<p>ア 高速自動車国道法第5条第3項の規定による整備計画の決定又は変更</p> <p>イ 道路整備特別措置法第3条第1項若しくは第6項若しくは第10条第1項若しくは第4項の許可の申請、同法第18条第1項の条例の公布又は同条第3項の規定による届出</p> <p>ウ 道路法第18条第1項の規定による道路の区域の決定又は変更</p> <p>エ 道路運送法第4条第1項の許可の申請、同法第15条第1項（同法第43条第5項において準用する場合を含む。）の認可の申請、同法第43条第1項の許可の申請、同法第47条第1項の免許の申請又は同法第50条第1項（同法第75条第3項において準用する場合を含む。）、同法第54条第1項（同法第67条（同法第75条第3項において準用する場合を含む。）又は第75条第3項において準用する場合を含む。）若しくは第66条第1項の認可の申請</p>	(6) 条例別表第6号に掲げる事業の種類	<p>下水道法第4条第2項（同条第6項において準用する場合を含む。）の規定による協議、同条第4項（同条第6項において準用する場合を含む。）の規定による届出、同法第25条の23第2項（同条第7項において準用する場合を含む。）の規定による協議又は同条第5項（同条第7項において準用する場合を含む。）の規定による届出</p>
(2) 条例別表第2号に掲げる事業の種類	<p>ア 鉄道事業法第8条第1項、第9条第1項（同法第12条第4項において準用する場合を含む。）又は第12条第1項の認可の申請</p> <p>イ 軌道法第5条第1項の認可の申請又は軌道法施行令（昭和28年政令第258号）第6条第1項の認可の申請</p>	(7) 条例別表第7号に掲げる事業の種類	<p>ア 大気汚染防止法第6条第1項又は第8条第1項の規定による届出</p> <p>イ 水質汚濁防止法第5条第1項又は第7条の規定による届出</p> <p>ウ 瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和48年法律第110号）第5条第1項又は第8条第1項の許可の申請</p> <p>エ 大阪府生活環境の保全等に関する条例第19条第1項、第23条第1項、第52条又は第54条の規定による届出</p> <p>オ 建築基準法第6条第1項若しくは第6条の2第1項の規定による確認の申請又は同法第18条第2項若しくは第4項の規定による通知</p> <p>カ 工場立地法第6条第1項、第7条第1項若しくは第8条第1項又は工場立地の調査等に関する法律の一部を改正する法律（昭和48年法律第108号）附則第3条第1項の規定による届出</p> <p>キ 都市計画法第29条第1項又は第35条の2第1項の許可の申請</p> <p>ク 電気事業法第2条の2の登録の申請、同法第2条の6第1項本文の変更登録の申請、同法第3条の許可の申請、同法第9条第1項（同法第27条の12において準用する場合を含む。）の規定による届出、同法第27条の4の許可の申請、同法第27条の13第1項若しくは第7項若しくは第27条の27第1項の規定による届出、同法第47条第1項若しくは第2項の認可の申請又は同法第48条第1項の規定による届出</p>
(3) 条例別表第3号に掲げる事業の種類	<p>航空法第38条第1項若しくは第43条第1項の許可の申請又は同法第55条の2第3項において準用する同法第38条第3項の規定による告示</p>	(8) 条例別表第8号に掲げる事業の種類	<p>建築基準法第6条第1項若しくは第6条の2第1項の規定による確認の申請又は同法第18条第2項若しくは第4項の規定による通知</p>
(4) 条例別表第4号に掲げる事業の種類	<p>電気事業法（昭和39年法律第170号）第2条の2の登録の申請、同法第2条の6第1項本文の変更登録の申請、同法第3条の許可の申請、同法第9条第1項（同法第27条の12において準用する場合を含む。）の規定による届出、同法第27条の4の許可の申請、同法第27条の13第1項若しくは第7項若しくは第27条の27第1項の規定による届出、同法第47条第1項若しくは第2項の認可の申請又は同法第48条第1項の規定による届出</p>	(9) 条例別表第9号に掲げる事業の種類	<p>ア 建築基準法第6条第1項若しくは第6条の2第1項の規定による確認の申請又は同法第18条第2項若しくは第4項の規定による届出</p>
(5) 条例別表第5号に掲げる事業の種類	<p>ア 廃棄物処理法第8条第1項若しくは第9条第1項の許可の申請、同法第9条の3第1項若しくは第8項の規定による届出又は同法第15条第1項若しくは第15条の2の6第1項の許可の申請</p> <p>イ 広域臨海環境整備センター法</p>		

	<p>よる通知</p> <p>イ 都市計画法第29条第1項又は第35条の2第1項の許可の申請</p> <p>ウ 駐車場法第12条の規定による届出</p> <p>エ 自動車ターミナル法第3条又は第11条第1項の許可の申請</p> <p>オ 道路整備特別措置法第3条第1項若しくは第6項若しくは第10条第1項若しくは第4項の許可の申請、同法第18条第1項の条例の公布又は同条第3項の規定による届出</p> <p>カ 道路法第18条第1項の規定による道路の区域の決定若しくは変更又は同法第32条第1項の許可の申請</p> <p>キ 道路運送法第4条第1項の許可の申請、同法第15条第1項（同法第43条第5項において準用する場合を含む。）の認可の申請、同法第43条第1項の許可の申請、同法第47条第1項の免許の申請又は同法第50条第1項（同法第75条第3項において準用する場合を含む。）、同法第54条第1項（同法第67条（同法第75条第3項において準用する場合を含む。）又は第75条第3項において準用する場合を含む。）若しくは第66条第1項の認可の申請</p>	<p>カ 水道法（昭和32年法律第177号）第6条第1項又は第10条第1項の認可の申請</p> <p>キ 電気事業法第65条第1項の許可の申請</p> <p>ク ガス事業法（昭和29年法律第51号）第166条第1項の許可の申請</p> <p>ケ 電気通信事業法（昭和59年法律第86号）第128条第1項の認可の申請</p>	
		(12) 条例別表第12号に掲げる事業の種類	公有水面埋立法第2条第1項の免許の出願又は同法第42条第1項の承認の申請
		(13) 条例別表第13号に掲げる事業の種類	土地区画整理法第4条第1項、第10条第1項、第14条第1項、第39条第1項、第51条の2第1項、第51条の10第1項、第52条第1項又は第55条第12項の認可の申請
		(14) 条例別表第14号に掲げる事業の種類	都市計画法第17条第1項（同法第21条第2項において準用する場合を含む。）の規定による公告
		(15) 条例別表第15号に掲げる事業の種類	<p>ア 都市計画法第29条第1項又は第35条の2第1項の許可の申請</p> <p>イ 宅地造成及び特定盛土等規制法（昭和36年法律第191号）第12条第1項の許可の申請又は同法第15条第1項の協議の成立</p> <p>ウ 都市再開発法（昭和44年法律第38号）第7条の9第1項、第7条の16第1項、第11条第1項、第38条第1項、第50条の2第1項、第50条の9第1項又は第51条第1項後段（同法第56条において準用する場合を含む。）の認可の申請</p> <p>エ 独立行政法人都市再生機構法（平成15年法律第100号）第14条第5項の規定による地方公共団体からの意見の聴取</p> <p>オ 地方住宅供給公社法（昭和40年法律第124号）第28条の規定による地方公共団体の長からの意見の聴取</p>
(10) 条例別表第10号に掲げる事業の種類	<p>ア 建築基準法第6条第1項若しくは第6条の2第1項の規定による確認の申請又は同法第18条第2項若しくは第4項の規定による通知</p> <p>イ 都市計画法第29条第1項又は第35条の2第1項の許可の申請</p>		
(11) 条例別表第11号に掲げる事業の種類	<p>ア 建築基準法第6条第1項若しくは第6条の2第1項の規定による確認の申請又は同法第18条第2項若しくは第4項の規定による通知</p> <p>イ 都市計画法第29条第1項又は第35条の2第1項の許可の申請</p> <p>ウ 道路法第32条第1項の許可の申請</p> <p>エ 共同溝の整備等に関する特別措置法第5条第4項後段の規定による公示</p> <p>オ 下水道法第4条第2項（同条第6項において準用する場合を含む。）の規定による協議、同条第4項（同条第6項において準用する場合を含む。）の規定による届出、同法第25条の23第2項（同条第7項において準用する場合を含む。）の規定による協議又は同条第5項（同条第7項において準用する場合を含む。）の規定による届出</p>		
		(16) 条例別表第16号に掲げる事業の種類	<p>ア 採石法第33条又は第33条の5第1項の認可の申請</p> <p>イ 砂利採取法（昭和43年法律第74号）第16条又は第20条第1項の認可の申請</p> <p>ウ 河川法（昭和39年法律第167号）第25条、第27条第1項若しくは第55条第1項の許可の申請又は同法第95条の協議の成立</p>
		(17) 条例別表第17号に掲げる事業の種類	<p>ア 都市計画法第29条第1項又は第35条の2第1項の許可の申請</p> <p>イ 土地区画整理法第4条第1項、第10条第1項、第14条第1項、第39条第1項、第51条の2第1項、</p>

	第51条の10第1項、第52条第1項 又は第55条第12項の認可の申請 ウ 工場立地法第6条第1項又は 第8条第1項の規定による届出
--	---